

行政改革推進委員会答申への対応状況

事業名	事業概要	H31予算額	行政改革推進委員会答申		答申を踏まえての所管課の考え方	対応状況	R2予算
		事業費	答申	答申理由及び意見			事業費
多世代同居・近居支援事業 (都市計画課)	<p>親世帯、子世帯などの多世代が支え合うことで、子育てや介護など、各世代が抱える不安の軽減を図るため、同居・近居を希望する世帯への住宅取得を支援することを目的とする。</p> <p>・親等と子世帯いずれかが、同居や近居を目的として、住宅を取得し市外から転入する夫婦世帯に対し補助する。 (補助金額) 最高50万円 ・新築住宅：30万円、中古住宅：20万円 (いずれもマンション含む) ・新築住宅のうち市内施工業者：10万円加算 ・中学生以下の子がいる子育て世帯：10万円加算</p>	5,000,000	廃止	<p>本事業は、若い世代の市内への移住・定住の促進が目的であるが、この補助制度がきっかけで、市内に転入してきた者はいないことを所管課が行った利用者へのアンケート調査の結果により確認した。</p> <p>利用者にとっては、住宅取得に対する経済的負担の軽減となっていることから、好評を得ている側面はあるが、本来の目的に沿った成果を出していないため、施策として価値が低い。</p> <p>一方、平成30年度から開始した事業であり、「補助金の期間は、事業開始後3年は継続する」という市の補助金に関する原則もあることから、継続するべきという意見もある。しかし本来の求めている効果が見られず、予算規模も大きいことから、早期に廃止の判断をするべきである。</p> <p>ただし、若い世代の移住・定住の促進は、必要不可欠な施策であることから、住宅取得補助以外の別の施策に予算を振り替える検討をされたい。</p>	平成30年4月より開始した制度であるが、8月に行われた北本市行政改革推進委員会による答申を受け、また、本制度により移住・定住を促進しているかどうか効果が不明であり、更に申請者が多く昨年度に引き続いて今年度も早々に予算が終了し、公平性に配慮した予算の配分がされていないことから廃止することとした。	令和2年3月31日に制度(要綱)を廃止。	0
0歳児おむつ無料化事業 (子育て支援課)	<p>市内販売登録店で、紙おむつと交換できるおむつ無料クーポン券を配布する。なお、希望される方には布おむつを現物給付する。</p> <p>対象者：北本市に住民登録のある満1歳未満のお子さん お誕生日月から満1歳のお誕生日の前月分まで35袋分のクーポン券を配布。年度途中で転入されたご家庭のお子様にも月数に応じてクーポン券を配布。</p>	18,598,000	現状維持(条件付き)	<p>子育て世代への支援施策の狙いは、北本市のブランド力や認知度の向上により、市に若い世代が集まってくることであり、その事業成果としては、若い世代の移住・定住の増加として捉えるべきである。</p> <p>その目的に沿った施策としては、出産前～出産～0歳児～保育～教育といった、子どもの成長に合わせた支援の体系的(部門横断的)政策群として明確にし、アピールするべきである。</p> <p>本事業は、現に受給者の経済的負担の軽減となっており、受益者のニーズは高いと思われる。また、今のところこれに代わる子育て支援策もないことから、現時点で縮小・廃止・拡大を論ずべきでないとし、現状維持とする。</p> <p>ただし、子育て支援に関する事業は、人口減少に対応する未来への投資として重要であり、体系的な子育て支援政策の構築を行った上で、改めて本事業も含めた戦略的な予算の配分を検討するべきである。</p>	単にクーポン券を配布するだけでなく、子育て支援関連事業等と結び付け、当該事業に参加した世帯に配布する等、新たな事業展開が必要であると考えます。	令和2年度当初予算要求額は、現状と同じ事業内容の予算とし、令和3年度からの新たな事業について検討する。	17,660,000

行政改革推進委員会答申への対応状況

事業名	事業概要	H31予算額	行政改革推進委員会答申		答申を踏まえての所管課の考え方	対応状況	R2予算
		事業費	答申	答申理由及び意見			事業費
金婚式祝賀会事業 (福祉課)	結婚から50年を迎えた夫婦と三世代に渡るご夫婦が同居している世帯に敬意を表し、金婚祝賀会事業の開催を補助し、式典を行うことによって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。  金婚祝賀会の開催 【当日内容】 ①夫婦記念写真撮影 ②式典 ③アトラクション	230,000	廃止	本事業は、社会福祉協議会との共催や民生委員、ボランティアなどの協力を得ながら少ない予算で事業を運用する工夫がみられる。 しかし、対象者の把握の方法や欠席者への対応など本事業に関わる者の負担が大きいこと、また独身者への配慮から公平性に欠けるといった意見もあり、課題がある。 さらに祝賀会の出席者は、年々減少し、現在の出席率は、対象の約4割となっている。これらのことから本事業は、廃止すべきである。	答申に基づき、近隣、県内等の開催状況等も考慮に入れ、検討を行った。	令和2年度から事業廃止。	0
老人クラブ活動費補助事業 (福祉課)	社会奉仕活動事業、教養講座開催事業、健康増進事業等の補助を行うことで、教養の向上及び健康増進等、多くの高齢者の社会参加と福祉増進を図ることを目的とする。 老人クラブ単会、老人クラブ連合会への補助金交付 健康づくり事業、講演会、演芸会への補助と事業支援 バス利用補助による研修支援	6,146,000	縮小	老人クラブへの活動補助は、老人福祉法の規定に基づき老人健康保持を目的に実施されている。しかし、老人クラブへの加入者比率は年々減少を続け、現在では10%を切る状態にまで至っている。 一方、平成30年度の活動補助の支出状況は、市老連活動費1,108,000円、市老連特別事業費800,000円、単会活動費2,276,080円、健康づくり事業費150,000円、バス利用補助金1,469,300円の合計5,803,380円となっている。これは、他自治体の同様の事業と比較して著しく高額であるにも関わらず、その効果が見えない。 今後、更なる人口増加が予想される高齢者への社会保障給付の充実が必要である。そのため、老人クラブへの活動補助を縮小し、これに充てることが必要である。 活動補助費用の縮小又は廃止を考えるべきものは、市老連活動費、市老連特別事業費、及びバス利用補助金であり、他自治体の補助制度を参考とし見直しを行うとともに、会員数の増加のための活性化対策も併せて検討されたい。 また、90%を超える老人クラブ未加入の高齢者への福祉、健康増進、維持等の施策も、合わせて検討されたい。	答申に基づき、市老連活動費、市老連特別事業費、バス利用補助金について、検討を行った。  市老連活動費の内訳のうち、バス研修費の部分と単会ごとに申請を行うバス利用補助金に関しては、市直営のバス事業が廃止されたことに伴う経過措置として、補助金が交付されていたが、相当の期間が経過したこと、他自治体の状況を勘案し、検討した。  市老連特別事業に対する補助金については、廃止の検討を行った。	市老連活動費の内訳のうち、バス研修費の部分と単会ごとに申請を行うバス利用補助金に関しては廃止する。  市老連特別事業に対する補助金については、事業自体の開催方法、参加者の自己負担等の検討を市老連に依頼し、市は、補助金額の減額等を引き続き検討するが、今年度に関しては、現状維持とする。	4,380,000

行政改革推進委員会答申への対応状況

事業名	事業概要	H31予算額	行政改革推進委員会答申		答申を踏まえての所管課の考え方	対応状況	R2予算
		事業費	答申	答申理由及び意見			事業費
土曜開庁事業 (行政経営課)	市の休日である土曜日に市役所窓口の一部を開庁し、市民サービスの向上を図る。	-	縮小	<p>土曜開庁の利用実績から、市民課以外の課にあつては、受付件数が非常に少ない状況であることを確認した。</p> <p>利用者がわずかであっても、休日に開庁することで、恩恵を受ける者がいるのであれば、それは市民サービスの向上のために継続して行うべきとも言える。しかし土曜開庁するために、休日振替による平日の人手不足、これによる職員の負担増や時間外勤務の増加などの一因となっているならば、費用対効果の面からも非効率であり、市民課以外の課にあつては廃止すべきである。</p> <p>その際は、廃止すべき業務をよく精査し、必要に応じて、横断的に業務の集約した窓口の設置や、繁忙時に合わせた臨時的な開庁など、必要に応じた市民サービスができるような措置を講ずることを要望する。</p> <p>一方、市民課にあつては、来庁者数から見ても、当面現状維持とするが、マイナンバーカードを活用した証明書等のコンビニ交付など、これらの代替するサービスの普及状況により段階的な縮小を検討されたい。</p>	<p>答申のとおり、費用対効果を考え、利用者が少ない業務にあつては、土曜開庁の廃止が妥当と考える。</p> <p>また、廃止となる業務についても、これに代わる別の方法による措置を講じ、市民サービスを低下させないように努める。</p> <p>市民課にあつては、将来的に縮小するにはマイナンバーカードの普及が必須と考えるので、これに向けた施策を検討する。</p>	<p>市民課及び保険年金課国民健康保険担当以外の業務に係る土曜開庁は、廃止とする。</p> <p>廃止となる課のうち、税務課、こども課及び健康づくり課にあつては、利用者が特定の月に集中する業務があるため、臨時開庁を予定している。</p> <p>その他廃止となる課にあつては、郵送請求などの措置を講じ、市民サービスの低下にならないよう努める。</p> <p>市民課は、令和2年度10月(予定)から、コンビニ交付をより身近に感じてもらい、その利便性の周知も兼ねて、コンビニに設置してあるものと同じ多機能端末を市民課窓口を設置する。さらに、同端末の手数料を窓口手数料300円の半額150円とし、マイナンバーカードの普及に繋がる取組を実施する。</p>	-
使用料・手数料の適正化に関する基本方針について (行政経営課)	北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針」を定めることで、市民負担の公平性及び適正な受益者負担を確保した料金設定を実現し、定期的な見直しを実施することにより、財政運営の健全性と行政サービスの水準の確保を図ることを目的とするもの。	-	-	<p>&lt;原価算定方法について&gt;</p> <p>使用料について、「減価償却費を利用者に負担させない」という基本的な原価算定方法の考え方は、公共施設が災害の拠点である等の理由から、妥当と思われる。しかし、貸し会議室、駐車場などの比較的民間施設に近い使い方をする施設については、本方針における性質別分類を「日常生活を快適にするもので個人によって必要性は異なるが民間にもあるサービス」に区分し、その場合は、減価償却費も利用者に負担してもらうために、その費用も原価に含めるべきと考える。</p> <p>&lt;激変緩和措置について&gt;</p> <p>激変緩和措置については、急激な使用料・手数料の増加に伴う市民生活への影響を考慮するため設定するものである。算出した額の大きさや利用頻度の多さによって市民生活に与える影響の度合いは異なるため、段階的な緩和措置とすることを提案する。</p> <p>&lt;付帯意見&gt;</p> <p>行財政改革の一環として、次のような施策を検討し、同時に実施すべきである。</p> <p>施設については、稼働率を高めるなどの使用料収入を増加させる工夫・施策を同時に実施するべきである。</p> <p>証明書等の交付手数料については、コンビニ交付の利用促進等という政策課題がある場合、その政策に沿った交付については、本方針の対象から除外し、手数料を安くして利用を誘導するなど政策的料金設定にすることも必要である。</p>	<p>減価償却を原価に含めるかどうかについては、答申では民間施設に近い使い方をする施設について含めるべきとあるが、全ての施設において原価に含めることとする。公共施設の性質によっては、災害の拠点になる等の理由で減価償却日を利用者に負担させないという当初の考えもあったが、しかしこれは、原価を算出した後、性質別分類により施設の性質、使い方に応じて負担割合が異なるよう使用料を算出することから、ベースとなる原価については、全て同じ条件で算出すべきと考える。。</p> <p>激変緩和措置については、答申を踏まえ、段階的なものとする。</p> <p>答申のとおり、コンビニ交付促進のため、これらの手数料については当該基本方針によらず、政策的に料金設定を検討する。</p>	<p>答申を踏まえ、10月「北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針」を定めた。これに基づき使用料・手数料の原価を算出し、適正な料金となるよう見直しを実施した。</p> <p>令和2年4月から、住民票、印鑑証明、税証明等の150円の手数料は、300円に見直す。使用料については、駅多目的ルーム及び駅前多目的広場において、現行の使用料の1.5倍値上がりとなる。</p>	-